

お済みですか？ 住まいの家具・家電類の転倒防止対策！

東日本大震災では津波により多くの尊い人命が失われました。まずは地震から生き残らなければ、津波から逃れることはできません。地震から生き残るためには、家具などの転倒防止対策は大変重要です。

家屋の耐震化同様、「住まいの安全・安心対策」として、家具・家電類の置き場所などを見直し、部屋の出入口や避難経路付近には置かないようにするとともに、個々の家具・家電類は、しっかりと固定する。また、年に1度は見直し点検をすることが大切です。

総務課防災危機管理室 ☎25 1118

家具転倒防止器具支給事業について

市では、高齢者や障がい者のかたの住まいの安全対策として、地震が発生したときの家具転倒事故を防ぐため「家具転倒防止器具」を無料で支給します。ぜひ、この機会にお申し込みください。

なお、昨年度までに支給を受けられたかたは、対象となりませんのでご注意ください。

○対象世帯

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯

- ・70歳以上の高齢者のみの世帯
- ・身体障害者手帳（1級・2級に限る）の交付を受けてい

るかたの属する世帯

るかたの属する世帯

- ・介護保険法の規定による要介護認定（要介護3以上）を受けているかたの属する世帯

○申込方法

「家具転倒防止器具支給申請書」に必要事項を記入し、関係書類を添えて、総務課防災危機管理室（本庁舎2階）へ提出してください。

申請書は、総務課防災危機管理室のほか、市民課（市民文化会館1階）、保健福祉センターひだまり、各連絡所でも配布します。

また、申請書は市ホームページ（アドレスは最終ペー

ジに掲載）からもダウンロードできます。

○申込期限

6月1日（金）～29日（金）

○支給器具の種類

次のいずれか①②③の中から、合計3組（6個）まで支給します。

- ① L型金具（1組2個）
- ② ベルト式タイプ（1組2個）
- ③ 突っ張り棒タイプ（1組2本）

※家具と天井の間の寸法が25cm～90cmまで固定できます。

どの器具を選ばよいかわからないかたは、総務課防災

危機管理室に相談してください。

○支給方法

支給が決定した世帯のかたには、後日、市から「家具転倒防止器具決定通知書」を送付しますので、通知書と引き換えに総務課防災危機管理室で器具を受け取ってください。なお、各連絡所で受け取ることもできます。ご希望のかたは、連絡してください。

○取り付けについて

高齢者、障がい者のみの世帯で、支給器具の取り付けが困難な世帯については、取り付けを支援します。

申請により事前に調査を実施し、市職員、またはボランティアなどの協力を得て、取り付けを行います。ただし、取り付けられない場合もあります。



この事業を実施するにあたり、いくつかの注意事項があります。申請時に、その事項についての確約書を提出していただく必要があります。

くわしくは、総務課防災危機管理室へ問い合わせてください。



① L型金具



② ベルト式タイプ



③ 突っ張り棒タイプ



1、家具・家電類の転倒防止器具、取り付け例

図1 ① L型金具

〈壁側〉
下地材 壁

壁を見つめる。
ドライバーなどの太い柄でたたく。
市販の専用プッシュピンやセンサーもある。

家具の天板にある壁を見つめる。
しっかりした壁が入っていないものは家具の
壁から壁まで板を渡して金具を取り付ける。

壁がなければ「ポコポコ」と音がする。
L型金具を**下向き**に取り付ける方が効果的。

壁があれば「コンコン」と音がする。

注意
S1壁やGL壁といった発泡プラスチック系の断熱材や団子状の接着剤が入った防壁は、壁がないので金具による固定はできない。

注意
・なるべく堅い木に取り付ける。
・長めの木ネジを使用する。

L型金具を板に固定する板の厚さは12mm以上必要

図3 ③ 突っ張り棒タイプ

天井に家具を支えるだけの耐力がないと効果がない。
天井と家具との隙間を少なくし、家具の奥側に設置すること。両側の側板部に設置することが重要。

奥に設置

天井

家具

竿緑天井の場合は、天井に面で力が加わるようにする。
竿緑に掛かるように厚めの板を掛け渡す。

図2 ② ベルト式タイプ

家具の両側の上部に設置

角度30°以下になるようにする

家具

図5 冷蔵庫

壁に寄せて固定

バックルは金属製の方が丈夫

ベルト式器具

キャスターを固定する

冷蔵庫の脚をロックする。冷蔵庫裏面のベルト掛けにベルトを通して、壁になるべく寄せて連結する。

図4 テレビ

木ネジかボルトで、テレビ本体をテレビ台と連結する。

大型のプラズマテレビなどの、ストラップを使用した取り付け例。

液晶ディスプレイの台座をストラップ式器具で固定する例。

液晶テレビ本体を壁などにつなぎ紐とヒートンで連結した例。

イラストは東京消防庁提供

2、“住まいの安全・安心”4つの見直しポイント

チェックポイント	確認項目
①安全空間が確保されていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・寝室、幼児・高齢者の部屋にはなるべく家具を置かない。 ・部屋の出入り口付近や廊下、階段などには物を置かない。 ・家具の上にはガラス製品など壊れやすい物を置かない。
②家具は、安全な設置方法で使用されていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・じゅうたんや畳の上には背の高い家具類を置かない。 ・家具類には重い物を下の方に収納し、倒れにくくする。
③家具は、転倒防止器具などで固定されていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・家具類は壁の柱や壁にL型金具やベルト式器具などで固定している。 ・上下が分割されている家具類は平型金具などで連結してから固定している。 ・家具類で壁の柱や壁への固定が困難な場合には、天井との隙間を埋めて、倒れてこないようにしている。 ・突っ張り棒タイプの器具は、緩みがないようしっかりと固定している。(年に1度は緩みが生じてないか点検している)
④収納物は飛散しないようにしていますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・開き戸タイプの家具には扉にストッパーが取り付けられている。 ・ガラス扉には、飛散防止フィルムが貼られている。 ・吊り下げ式照明器具は、天井にチェーンなどで補強されている。